

広島県連合小学校長会会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

この会は、広島県連合小学校長会といい、事務局を広島市東区光町一丁目11番5号地産ビル1003号におく。

第2条 (組織)

この会は、広島市を除く広島県内各都市小学校長会及び都市単位によらない小学校長会（以下組織団体という）をもって組織する。

第3条 (目的)

この会は、組織団体の連合機関として、職能の向上・教育の振興ならびに会員の親和協調を図り、もって文化的平和国家の建設に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 組織団体の連絡提携に関すること
2. 教育行政機関および教育関係団体との連絡調整に関すること
3. 学校経営・管理の研究に関すること
4. 教育制度および関係諸法規の研究に関すること
5. 教職員の地位待遇の向上に関すること
6. 研究調査に関すること
7. 教育世論の喚起および指導に関すること
8. その他必要と認められる事業

第2章 役 員

第5条 (構成)

この会に次の役員をおく。

| | | |
|-------|--------|--------|
| 会長 1名 | 副会長 4名 | 理事 若干名 |
| 監査 2名 | 幹事 若干名 | |

第6条 (選出)

会長・副会長・監査は、組織団体の会員（以下会員という）中から理事会において選出、決定し、総会で報告する。

理事は、組織団体の長をもってこれにあてる。

幹事は、会員から会長が委嘱する。

第7条 (任務)

会長は、この会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。

理事は、理事会において会務を執行するとともに、組織団体の連絡調整を図る。

監査は、会計を監査する。

幹事は、会務に参画し、これを処理する。

第 8 条 (任 期)

役員の任期は 1 か年とする。ただし重任することができる。

補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

役員は任期満了となつても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第 9 条 (顧 問)

この会に顧問を置くことができる。

顧問は、会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

第 10 条 (総 会)

総会は、この会の最高決議機関であつて、毎年度初めに会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時にこれを開くことができる。

総会の議長は、会員中から選出する。

総会に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 予算の議決および決算の承認。
2. 役員（会長・副会長・監査）の報告。
3. 会則の変更。
4. この会の運営の基本方針。
5. その他重要な事項。

総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

緊急やむを得ない事情により、総会を開くことができない場合には、理事会の議決をもつてこれにかえることができる。この場合、次の総会に承認を得ることを要する。

第 11 条 (理 事 会)

理事会は、会長が招集する。

理事会は、会長、副会長、理事、各委員長および幹事をもつて構成する。

理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 総会提出議案の作成・審議
2. 役員（会長・副会長・監査）の選出、決定
3. 予算の追加及び修正
4. この会に必要な諸規程
5. その他重要事項
6. その他会務の執行に関すること

第 12 条 (総 務 会)

総務会は、会長が招集する。

総務会は、会長、副会長、各委員長および幹事をもつて構成する。

総務会に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 理事会に付議する事項
2. その他

第 4 章 委 員 会

第 13 条 (委 員 会)

この会の事業遂行のため、次の部会、委員会を設ける。

1. 対策部－教育調査委員会、人事給与委員会
2. 調査研究部－教育研究委員会
3. 広報部－広報委員会

部会、委員会は、会長の要請により会務を執行する。

その他必要に応じて、部会、委員会を設けることができる。

部会、委員会の構成については、理事会で決める。

第5章 会計

第14条 (経費)

この会の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってこれにあてる。組織団体の負担金は組織団体割と会員割とによって定める。

第15条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 基金

第16条 (基金)

この会の目的を達成し、事業の完遂に資するため、基金を造成する。

基金の造成は、会員の醵出金その他による。

基金管理運営を厳正に行うため、基金の管理運営に関する規程を定める。

付則

- 1 この会則は昭和39年5月25日から実施する。
- 2 昭和47年5月24日一部改正実施する。
- 3 昭和50年5月20日一部改正実施する。
- 4 昭和51年5月21日一部改正実施する。
- 5 昭和52年5月23日一部改正実施する。
- 6 昭和55年5月21日一部改正実施する。
- 7 昭和57年5月26日一部改正実施する。
- 8 平成4年5月15日一部改正実施する。
- 9 平成5年5月12日一部改正実施する。
- 10 平成6年5月13日一部改正実施する。
- 11 平成13年5月14日一部改正実施する。
- 12 平成14年5月15日一部改正実施する。
- 13 平成16年5月12日一部改正実施する。
- 14 平成23年5月10日一部改正し平成24年4月1日実施する。
- 15 平成29年5月18日一部改正し平成30年4月1日実施する。
- 16 平成30年5月17日一部改正し平成31年4月1日実施する。
- 17 令和2年7月2日一部改正し令和3年4月1日実施する。
- 18 令和3年5月20日一部改正し令和4年4月1日実施する。